



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1325	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	2
1326	〃	( 〃 ).....	2
1327	〃	( 〃 ).....	2
1328	〃	( 〃 ).....	3
1329	〃	( 〃 ).....	3
1330	〃	( 〃 ).....	3
1331	〃	( 〃 ).....	4
1332	〃	( 〃 ).....	4
1333	〃	( 〃 ).....	5
1334	〃	( 〃 ).....	5
1335	〃	( 〃 ).....	5
1336	〃	( 〃 ).....	6
1337	〃	( 〃 ).....	6
1338	〃	( 〃 ).....	6
1339	〃	( 〃 ).....	7
1340	〃	( 〃 ).....	7
1341	〃	( 〃 ).....	8
1342	〃	( 〃 ).....	8
1343	〃	( 〃 ).....	8
1344	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	9
1345	〃	( 〃 ).....	9
1346	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	10
1347	木材業者等の登録	(林業振興課).....	11
1348	平成29年度川中県有林搬出間伐事業及び平成29年度川中県有林間伐材販売事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(森林整備課).....	11
1349	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( 〃 ).....	13
1350	〃	( 〃 ).....	14
1351	〃	( 〃 ).....	14
1352	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	14
1353	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 ).....	15
1354	〃	( 〃 ).....	16

### ○ 公告

	新宮川水系熊野川圏域河川整備計画の策定	(河川課).....	18
--	---------------------	------------	----

### ○ 正誤

	平成29年10月6日付け和歌山県報第2902号和歌山県告示第1268号中	.....	18
--	--------------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第1325号

和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月13日から平成29年3月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

和歌山県告示第1326号

和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月13日から平成29年3月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

和歌山県告示第1327号

和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期

平成27年4月13日から平成29年2月21日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

---

**和歌山県告示第1328号**

和歌山県伊都郡高野町大字細川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月13日から平成29年2月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡高野町大字細川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡高野町大字細川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

---

**和歌山県告示第1329号**

和歌山県橋本市賢堂・清水・向副の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月1日から平成29年3月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市賢堂・清水・向副の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市賢堂・清水・向副の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

---

**和歌山県告示第1330号**

和歌山県日高郡印南町大字古屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月22日から平成29年3月16日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字古屋の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字古屋の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

**和歌山県告示第1331号**

和歌山県日高郡印南町大字川又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月22日から平成29年2月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字川又の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字川又の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

**和歌山県告示第1332号**

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期  
平成27年5月1日から平成29年3月3日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

和歌山県告示第1333号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期  
平成27年5月1日から平成29年3月3日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

和歌山県告示第1334号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期  
平成27年5月1日から平成29年3月3日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

和歌山県告示第1335号

和歌山県西牟婁郡白浜町栄の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期  
平成27年5月1日から平成29年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町栄の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡白浜町栄の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

**和歌山県告示第1336号**

和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡美浜町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月13日から平成28年9月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡美浜町大字三尾の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

**和歌山県告示第1337号**

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字粉白の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月14日から平成29年3月18日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字粉白の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字粉白の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

**和歌山県告示第1338号**

和歌山県和歌山市磯の浦・加太・日野・深山・本脇の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月15日から平成29年3月3日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市磯の浦・加太・日野・深山・本脇の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市磯の浦・加太・日野・深山・本脇の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

**和歌山県告示第1339号**

和歌山県日高郡日高川町大字三十井川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月13日から平成29年2月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字三十井川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字三十井川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

**和歌山県告示第1340号**

和歌山県日高郡日高川町大字西原・大字高津尾の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月13日から平成29年2月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字西原・大字高津尾の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字西原・大字高津尾の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

**和歌山県告示第1341号**

和歌山県日高郡印南町大字南谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月22日から平成29年3月6日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字南谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字南谷の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

**和歌山県告示第1342号**

和歌山県東牟婁郡串本町江田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期  
平成26年12月24日から平成29年3月24日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町江田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡串本町江田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

**和歌山県告示第1343号**

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期  
平成23年4月1日から平成25年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区の地籍図及び地籍簿



- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年10月11日

**和歌山県告示第1344号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ラ・ムー紀三井寺店  
和歌山県和歌山市紀三井寺字南前浜622番6外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀昭司  
岡山県倉敷市堀南704番地の5
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀昭司  
岡山県倉敷市堀南704番地の5  
（変更後）大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀昭司  
岡山県倉敷市堀南704番地の5  
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽順  
北海道札幌市東区北24条東二十丁目1番21
- 4 変更年月日  
平成29年10月19日
- 5 変更した理由  
入居テナントの決定のため
- 6 届出年月日  
平成29年10月11日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成29年10月24日から平成30年2月26日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1345号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー紀三井寺店

和歌山県和歌山市紀三井寺字南前浜622番6外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀昭司

岡山県倉敷市堀南704番地の5

3 変更する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 90台

(変更後) 100台

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 29.5m<sup>3</sup>

(変更後) 34.0m<sup>3</sup>

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時間

(変更前) 大黒天物産株式会社 24時間

未定テナント 午前10時から午後9時まで

(変更後) 大黒天物産株式会社 24時間

株式会社ツルハ 午前9時から午後11時まで

4 変更年月日

平成29年10月19日

5 変更する理由

入店テナントの決定及び開店に伴う変更のため

6 届出年月日

平成29年10月11日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年10月24日から平成30年2月26日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業大池（山）地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写し

を次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年10月25日から同年11月22日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び岩出市土木課

和歌山県告示第1347号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
6028			平成 29. 9. 19	田辺市明洋三丁目816	鉄沢組 鉄沢毅	木材	和歌山県田辺市鮎川15 84

和歌山県告示第1348号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成29年度川中県有林搬出間伐事業及び平成29年度川中県有林間伐材販売事業に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事業の名称及び履行期限

(1) 事業の名称

ア 平成29年度川中第1号川中県有林搬出間伐事業

イ 平成29年度川中第2号川中県有林間伐材販売事業

## (2) 履行期限

- ア 平成29年度川中第1号川中県有林搬出間伐事業  
平成30年3月16日（金）まで
- イ 平成29年度川中第2号川中県有林間伐材販売事業  
平成30年3月16日（金）まで

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成29年10月24日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (9) 和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第3条の規定に基づく木材業の登録を受けている者であること。
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「（大分類）12森林整備等（小分類）1森林整備」であること。
- (11) (10)の業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（平成29年1月1日以降実施分）（平成23年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たす者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- ウ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 使用印鑑届
- オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
  - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - (イ) 和歌山県が課する税の全税目

(ウ) 法人にあっては直近1事業年度分の法人市町村民税、個人にあっては直近1年度分の市町村民税  
キ 2 (9) から (11) までの要件を満たしている者であることを証する書類

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のア、エ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年10月24日（火）から同年11月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で配布する。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年10月24日（火）から同月26日（木）までの間に日高振興局農林水産振興部林務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年10月24日（火）から同年11月6日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

日高振興局農林水産振興部林務課

御坊市湯川町財部651

郵便番号 644-0011

電話番号 0738-24-2912

ファクシミリ番号 0738-24-2913

#### 6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成29年11月9日（木）までに郵送により送付する。

#### 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、(2) の書面を受理した日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

#### 和歌山県告示第1349号

平成29年和歌山県告示第1196号（以下「告示第1196号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 所在が不分明である通知の相手方

山本博

中山健

大江常代

小倉久一郎

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1196号のとおり

**和歌山県告示第1350号**

平成29年和歌山県告示第1249号（以下「告示第1249号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

沼田治

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1249号のとおり

**和歌山県告示第1351号**

平成29年和歌山県告示第1250号（以下「告示第1250号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

宮本秀雄

南平

山崎いまゑ

小南剛

山崎忠

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1250号のとおり

**和歌山県告示第1352号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

2 土砂災害警戒区域の名称

野島（487）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに御坊市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第1353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

##### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

真国川右支溪（1-302-1-035）、真国川右支溪（1-302-2-030）、真国川右支溪（1-302-2-031）、真国川右支溪（1-302-2-032）、真国川左支溪（1-302-2-045）、西岡谷（1-302-1-051）、梅本川左支溪（1-302-2-058）、梅本川左支溪（1-302-2-059）、松瀬（Ⅰ-508）、広畑（Ⅰ-509）、松瀬（4）（Ⅰ-3554）、松瀬（5）（Ⅰ-3635）、松瀬（201）（Ⅱ-2459）、松瀬（202）（Ⅱ-2465）、松瀬（203）（Ⅱ-2515）、松瀬（204）（Ⅱ-2516）、松瀬（205）（Ⅱ-2611）、松瀬（206）（Ⅱ-90209）、松瀬（207）（Ⅱ-90210）、松瀬（208）（Ⅱ-90211）、毛原中（215）（Ⅱ-90212）、北野（205）（Ⅱ-90213）、北野（206）（Ⅱ-90214）、北野（207）（Ⅱ-90215）、毛原中（216）（Ⅱ-90216）、毛原中（217）（Ⅱ-90217）、毛原中（218）（Ⅱ-90218）、毛原中（219）（Ⅱ-90219）、毛原中（220）（Ⅱ-90220）、毛原中（221）（Ⅱ-90221）、毛原中（222）（Ⅱ-90222）、毛原中（223）（Ⅱ-90223）、毛原中（224）（Ⅱ-90224）、毛原中（225）（Ⅱ-90225）、毛原中（226）（Ⅱ-90226）、毛原中（227）（Ⅱ-90227）、毛原中（228）（Ⅱ-90228）、馬場通（Ⅰ-528）、奥佐々（202）（Ⅱ-2398）、奥佐々（203）（Ⅱ-2477）、奥佐々（204）（Ⅱ-2478）、奥佐々（205）（Ⅱ-2479）、奥佐々（206）（Ⅱ-2480）、奥佐々（207）（Ⅱ-2481）、奥佐々（208）（Ⅱ-2482）、奥佐々（209）（Ⅱ-2483）、奥佐々（210）（Ⅱ-2484）、奥佐々（211）（Ⅱ-2485）、奥佐々（212）（Ⅱ-2486）、奥佐々（213）（Ⅱ-2487）、奥佐々（215）（Ⅱ-2489）、奥佐々（304）（Ⅲ-1395）、奥佐々（305）（Ⅲ-1396）、奥佐々（308）（Ⅲ-1399）、奥佐々（101）（Ⅱ-90181）、奥佐々（103）（Ⅱ-90183）

##### (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

##### (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 2 土砂災害警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

##### (2) 土砂災害警戒区域の名称

奥佐々（102）（Ⅱ-90182）

##### (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第1354号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

#### 2 土砂災害特別警戒区域の名称

咤喧屋谷(8-421-1-004)、奥の谷(8-421-1-005)、田ノ洞谷(8-421-1-007)、唐立谷(8-421-1-008)、浦神(101)(8-421-2-001)、浦神(102)(8-421-2-002)、浜ノ宮(101)(8-421-1-078)、浜田谷(8-421-1-079)、浜ノ宮(102)(8-421-1-080)、浜ノ宮(103)(8-421-1-081)、天満1(8-421-1-052)、天満2(8-421-1-053)、天満川右支溪(8-421-1-056)、大谷川右支溪(8-421-1-057)、大谷川右支溪(8-421-1-058)、天満川右支溪(8-421-2-076)、大谷川左支溪(8-421-2-078)、天満4(8-421-3-005)、大谷川右支溪(8-421-3-006)、大谷川右支溪(8-421-3-008)、湯川川右支溪(8-421-1-048)、湯川川左支溪(8-421-1-049)、湯川川左支溪(8-421-1-050)、湯川1(8-421-1-051)、湯川川右支溪(8-421-2-069)、湯川川右支溪(8-421-2-070)、湯川川右支溪(8-421-2-071)、湯川川右支溪(8-421-2-072)、湯川川左支溪(8-421-2-073)、湯川2(8-421-2-074)、湯川3(8-421-2-075)、湯川川左支溪(8-421-3-003)、湯川川左支溪(8-421-3-004)、うすみ谷(8-421-1-020)、岩ノ畑谷(8-421-1-021-2)、懸川(8-421-1-022)、懸川(8-421-1-023)、懸川左支溪(8-421-1-024)、懸川左支溪(8-421-1-025)、越ノ谷(8-421-2-021)、笠松谷(8-421-2-022)、笠松谷(8-421-2-023)、赤鼻谷(8-421-2-024)、熊瀬川左支溪(8-421-2-027)、串ノ谷(8-421-2-029)、小栗川右支溪(8-421-2-030)、小栗川右支溪(8-421-2-031)、小栗川(8-421-2-032)、那智川右支溪(8-421-1-061)、振ヶ瀬川(8-421-1-062)、那智川左支溪(8-421-1-065)、又白谷(8-421-1-067)、那智川左支溪(8-421-1-069)、谷口谷(8-421-1-070)、天女谷(8-421-1-071)、天女川左支溪(8-421-1-072)、谷口川(8-421-1-073)、榎木谷(8-421-1-074-1)、那智川左支溪(8-421-1-077)、金山谷川左支溪(8-421-2-079)、金山谷川右支溪(8-421-2-081)、天女川左支溪(8-421-2-083)、長谷川右支溪(8-421-2-084)、長谷川右支溪(8-421-2-085)、那智川左支溪(8-421-2-087)、那智川左支溪(8-421-2-088)、井谷川右支溪(8-421-2-090)、井谷川(8-421-2-091)、内の川(8-421-1-064)、西山谷(8-421-2-080)、陰陽川(8-421-2-112)、蛇ノ谷川(8-421-2-113)、寺ノ洞谷(8-421-1-017)、太田川左支溪(8-421-2-035)、中里川左支溪(8-421-2-036)、太田川左支溪(8-421-2-037)、小阪(I-1951)、小坂山(I-1952)、鏡山(I-1954)、城山(I-1955)、大勝浦・鏡山(I-1956)、椎の浦・椎ノ浦・大勝浦(I-1957)、脇の谷・脇の谷(2)・椎の浦・椎ノ浦(I-1958)、神明(I-1959)、桜谷(I-1960)、勝浦1(I-4669)、勝浦2(I-4670)、中ノ島(I-4673)、浦神(6)(I-1945)、奥の谷(I-1947)、浦神(2)(I-1948)、浦神・浦神(3)・浦神(I-1949)、浦神(5)(I-1950)、田ノ坂(I-2399)、唐立(I-2400)、岩屋崎1(I-4705)、浦神西2(I-4706)、浦神西3(I-4707)、浦神西1(I-4708)、浦神西5(II-8284)、浦神西8(II-8285)、浦神西4(II-8287)、浦神西9(III-4573)、浦神東4・浦神(2)(III-4574)、浦神(101)(II-80017)、浦神(102)(II-80018)、浜の宮



(I-1893)、池ノ田(I-1894)、勝山・浜の宮(I-2392)、浜ノ宮3(I-4655)、浜ノ宮4(I-4656)、浜ノ宮赤色1(I-4657)、浜ノ宮7(II-8174)、浜ノ宮赤色2(II-8176)、向芝(I-1906)、甫子浦(I-2192)、越乃湯(I-4671)、湯川越瀬1(I-4672)、湯川福井(I-4674)、湯川1(I-4675)、湯川2(I-4676)、倍地1(I-4677)、湯川温泉(I-4678)、湯川(101)(II-80004)、湯川(102)(II-80005)、湯川(103)(II-80006)、湯川(104)(II-80007)、湯川(105)(II-80008)、湯川(106)(II-80009)、湯川(107)(II-80010)、湯川(108)(II-80011)、湯川(109)(II-80012)、湯川(110)(II-80013)、湯川(111)(II-80014)、湯川(112)(II-80015)、湯川(113)(II-80016)、湯川越瀬2(II-8191)、湯川越瀬3(II-8192)、天満16(II-8193)、湯川越瀬4(II-8194)、湯川越瀬5(II-8195)、湯川3(II-8196)、湯川4(II-8197)、倍地2(II-8198)、向芝2(II-8199)、倍地3(II-8200)、湯川5(II-8201)、湯川6(II-8202)、湯川7(II-8203)、湯川越瀬6(III-4544)、湯川8(III-4545)、湯川9(III-4546)、滝の本(I-1904)、天満(I-1905)、薬師谷(I-1961)、薬師(I-2189)、大裕(I-2191)、天満2(I-4661)、天満3(I-4662)、天満4(I-4664)、天満5(I-4665)、天満6(I-4666)、天満7(I-4667)、天満8(I-4668)、天満(101)(II-80001)、天満(102)(II-80002)、天満(103)(II-80003)、天満9(II-8183)、天満10(II-8184)、天満11(II-8185)、天満12(II-8186)、天満13(II-8187)、天満14(II-8188)、天満18(III-4537)、天満19(III-4538)、天満20(III-4539)、大谷5(III-4540)、大谷6(III-4541)、天満21(III-4542)、大裕2(III-4543)、口色川(I-1882)、奥久保(I-1884)、上地(I-2390)、口色川2(II-4636)、口色川3(II-4637)、口色川4(II-8097)、口色川5(II-8098)、口色川6(II-8104)、口色川7(II-8105)、口色川8(II-8106)、口色川9(II-8107)、笠松1(II-8108)、口色川10(II-8109)、口色川11(II-8110)、口色川12(II-8111)、口色川13(II-8112)、口色川14(II-8113)、口色川15(II-8114)、口色川16(II-8115)、口色川17(II-8116)、口色川18(II-8117)、口色川20(II-8119)、笠松2(II-8120)、口色川21(II-8121)、口色川22(II-8122)、上地2(II-8128)、小阪3(II-8130)、小阪4(II-8131)、小阪5(II-8132)、小阪7(II-8134)、小阪8(II-8135)、小阪1(II-8136)、笠松3(III-4517)、口色川23(II-80019)、口色川24(II-80020)、口色川25(II-80021)、小阪12(II-80022)、小阪13(II-80023)、小阪14(II-80024)、小阪15(II-80025)、二の瀬(I-1886)、井関(I-1887)、山際地1(I-1888)、牧野々1(I-1889)、口川原丸(I-1890)、赤倉(I-1891)、山際地2(I-1892)、杵木(I-1963)、高原(I-2391)、西山1(I-4638)、西山2(I-4639)、市野々1(I-4640)、二の瀬2(I-4641)、市野々2(I-4642)、市野々3(I-4643)、牧野々2(I-4644)、那智の郷1(I-4658)、那智の郷2(I-4659)、那智の郷3(I-4660)、井関2(II-8142)、井関3(II-8143)、井関4(II-8144)、井関5(II-8145)、市野々4(II-8147)、麓1(II-8148)、麓2(II-8149)、二の瀬3(II-8150)、小匠・小匠(1)(I-1911)、倉ノ元・小匠(1)(I-1912)、小匠(1)(I-1913)、小匠2(I-4686)、小匠6(II-8221)、小匠7(II-8222)、出合1(II-8223)、出合2(II-8224)、小匠5(II-8225)、小畑の洞1(II-8436)、小畑の洞2(II-8437)、小匠9・小匠(1)(III-4551)、小匠10・小匠(1)(III-4552)、小匠(101)(II-80037)、小匠(102)(II-80038)、川関1(II-8152)、川関2(II-8177)、川関3(II-8178)、川関4(II-8179)、杵木2(II-8180)、杵木3(II-8181)、那智の郷4(II-8182)、牧野々3(III-4521)、川関5(III-4535)、市野々6(III-4519)、二の瀬4(III-4520)

### 3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

### 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

## 新宮川水系熊野川圏域河川整備計画の策定の公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、新宮川水系熊野川圏域河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部総務調整課及び東牟婁振興局新宮建設部総務調整課においてこれを公表する。

平成29年10月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 正 誤

## 正 誤

平成29年10月6日付け和歌山県報第2902号和歌山県告示第1268号中

ページ	誤	正
8	可野忠広	可野忠宏